

蒲郡市電子契約運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約サービス サービス提供事業者が電子契約の当事者双方の指示を受けて、電子契約書にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う立会人型（事業者署名型）電子署名サービスをいう。
- (2) サービス提供事業者 蒲郡市と電子契約サービスの提供に係る契約を締結する事業者をいう。
- (3) 電子契約書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録をいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (5) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (6) 担当者 電子契約書（設計書、図面等を含む。以下同じ。）を電子契約サービスにアクセスし、アップロードすること及び署名依頼情報を入力すること等電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行う市職員をいう。
- (7) 承認者 担当者が電子契約サービスにアクセスし、アップロードした電子契約書について、当該電子契約書が適切な契約書であるかどうかを確認し、承認する市職員をいう。
- (8) 電子署名実施者 電子署名を行う電子契約書が決裁を受けたものと相違ないことを確認し、当該電子契約書に電子署名を行う権限を有する市職員をいう。
- (9) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 市長は、電子入札による競争入札に限り、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令等の定めにより書面で行うべきとされている契約

- (2) 契約期間が10年を超える契約
- (3) その他電子契約によることが適当でない認められる契約

2 市長は、入札公告又は指名通知をするときは、その契約が電子契約によることができる契約である場合は、その旨を明示するものとする。

(承認者の設置)

第4条 電子契約サービスを利用する各所属に承認者を置き、所属長の職にある者又はあらかじめ所属長が指名する者をもってこれに充てる。

2 承認者が不在のときは、蒲郡市決裁規程（昭和52年蒲郡市訓令第3号）第7条、蒲郡市教育委員会事務決裁規程（平成21年蒲郡市教育委員会訓令第1号）第7条、蒲郡市水道事業決裁規程（昭和42年蒲郡市水道管理規程第4号）第4条、蒲郡市モーターボート競走事業決裁規程（平成29年蒲郡市競走事業管理規程第2号）第4条及び蒲郡市下水道事業決裁規程（平成31年蒲郡市下水道事業管理規程第2号）第4条の代決の規定を適用するものとする。

(電子署名実施者の設置)

第5条 電子契約サービスを利用する各所属に電子署名実施者を置き、所属長の職にある者又はあらかじめ所属長が指名する者をもってこれに充てる。

2 電子署名実施者が不在のときは、前条第2項の規定を準用する。

(運用管理者)

第6条 電子契約サービスの運用管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、契約検査課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 電子契約サービスの利用権限の設定に関すること。
- (2) 電子契約サービスの利用手続に関すること。
- (3) 電子契約書の管理に関すること。
- (4) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に運用管理するために必要なこと。

(電子契約によることの意味確認)

第7条 担当者は、契約相手方に電子契約を行うか否かの意思の確認を行うものとする。

2 担当者は、契約相手方から電子契約を希望する旨の回答があったときは、速やかに電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書（別記様式）を提出させるものとする。

(電子契約書のアップロード等)

第8条 担当者は、次の手順により電子契約書のアップロード及び署名依頼情報の入力等を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスにアクセスし、所属する課の電子メールアドレス及びパスワードによりログインをする。
- (2) PDFに変換した電子契約書のアップロードを行う。
- (3) 署名依頼情報（電子契約書を入れる封筒名（案件名）、契約締結日及び契約番号（ない場合は不要））を入力し、承認者、署名者等の設定及び契約相手方の情報の入力を行う。
- (4) 前号の入力完了後、内容を再度確認し、承認者に送信する。
- (5) 前号の送信をした後に内容を修正するときは、第2号によりアップロードした電子契約書を削除し、新たに修正した電子契約書をアップロードする。

(契約内容の確認)

第9条 承認者は、前条の規定により担当者が電子契約サービス上に電子契約書をアップロードし、電子契約サービスから内容確認を依頼するメールを受信したときは、速やかにアップロードされた電子契約書が適切なものであるかどうかを確認し、承認するものとする。

- 2 担当者は、承認者による承認があったときは、必要に応じて契約相手方に連絡し、電子契約サービスでの電子契約書の内容の確認及び電子署名の実施を依頼するものとする。

(契約の締結)

第10条 電子署名実施者は、契約相手方の確認及び電子署名が行われたときは、電子署名を行う電子契約書が決裁を受けたものと相違ないことを確認した上で電子署名を行うものとする。

(変更契約)

第11条 市長は、原契約が電子契約によるものか否かにかかわらず、第7条第2項の規定による申出があるときは、原契約に係る変更契約を電子契約により行うことができる。

- 2 原契約が電子契約によるものについて、書面により変更契約を行ったときは、原契約の電子契約書は、電子契約サービスでの保存を継続するものとする。

(電子契約書の保存)

第12条 電子契約書の正本は、電子契約サービスに保存するものとする。

2 電子契約書のデータを電子契約サービス以外に保存する等、前項の規定によらない保存方法であっても、当該電子契約書に係る契約の有効性を妨げるものではない。ただし、電磁的記録の保存に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

3 契約相手方は、電子契約サービスから電子契約書をダウンロードすることができる。

4 電子契約書に付与されたタイムスタンプの有効期間は、10年間とする。

5 運用管理者は、電子契約書の保存期間が10年を超えるものについて、タイムスタンプの有効期間満了前にサービス提供事業者に対し、延長の手続を行うものとする。

(障害時等の対応)

第13条 市長は、電子契約サービスの障害、天災、広域停電、通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子契約サービスの利用ができなくなった場合において、障害等の復旧又は状況の改善が見込めず電子契約が締結できないと認められるときは、電子契約を中止し、書面による契約に変更することができるものとする。

2 前項の規定により書面による契約に変更するときは、担当者は、契約相手方に対し、電話等の確実な方法により速やかに連絡するものとする。

(事故等の報告)

第14条 電子契約サービスを利用する者は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められるとき又は障害を発見したときには、速やかに運用管理者に報告し、運用管理者の指示に従うものとする。

2 運用管理者は、前項による報告を受け、又は自ら電子契約サービスの障害を発見したときには、速やかにサービス提供事業者連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書

年 月 日

蒲郡市長 様

申請者	所在地（住所）	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

※契約書の受注者欄と同一の内容を記載してください。

下記の案件について、電子契約の利用を申請します。

記

当該案件の電子契約の締結について、契約締結権者又は契約締結権者から代理権を授与された契約締結事務責任者のメールアドレスは以下のとおりです。

1 電子契約案件

案件名称	
------	--

2 電子契約締結に利用するメールアドレス

利用メールアドレス	
-----------	--

3 契約保証 【500万円以上(税込み)の工事のみ】

※ 契約保証を要する契約の場合のみ保証の方法を選択し、下記の該当欄に○を付けてください。

<input type="checkbox"/>	現金納付(金額を定め、契約保証金提出書を本申請書に添付してください。)
<input type="checkbox"/>	前払保証事業会社の保証（東日本建設業保証(株)）【電子・紙】
<input type="checkbox"/>	金融機関の保証
<input type="checkbox"/>	損害保険会社の公共工事履行保証証券（履行ボンド）
<input type="checkbox"/>	損害保険会社の履行保証保険

4 建設リサイクル説明書等書類の提出について 【該当する工事のみ】

<input type="checkbox"/>	有(開札日当日中に書類をメールにて提出してください。)
<input type="checkbox"/>	無

5 担当者連絡先

担当者氏名	
電話番号	

- ※ 本申請書は落札決定の当日の午後5時までに、必要書類を添付の上、指定のメールアドレスまで提出してください。（3の契約保証については契約日の前日までに提出してください。）
- ※ 本申請書は、契約の都度提出が必要です。
- ※ 本申請書を提出した場合であっても、書面での契約に変更することがあります。
- ※ 本申請書を提出した場合の建設工事請負契約においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
- ※ 契約保証は契約日の前日までに、以下の方法にて提出してください。
 - ・保証事業会社の電子証書：電子保証に係る「認証キー」のお知らせ（PDF形式）を電子メールにて提出
 - ・契約保証金の納付：領収印が押された納付書兼領収書の写しを電子メールにて提出又は郵送若しくは持参
 - ・上記以外：紙の保証書等を郵送又は持参
- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員が「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」を提出してください。